

平成29年(2017年) 10月

平成30年 (2018年)4月 1 日採用*****

宝塚市職員募集要項*****

市立病院 医療技術職

＝市民の健康といのちを守ります＝

[募集職種] メディカルソーシャルワーカー
(既卒者)

試験日 11月18日(土)

試験会場 宝塚市立病院 講堂1(北棟3階)

受付期間 11月10日(金)まで

問い合わせ先*****

宝塚市立病院 経営統括部

宝塚市小浜4丁目5番1号 (郵便番号665-0827)

(阪神バス「小浜」停留所下車 徒歩5分
または阪急バス「宝塚市立病院前」停留所下車 徒歩1分)

電話番号 0797-87-1161(代表) 内線3344

1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格
メディカルソーシャルワーカー	若干名	次の要件を満たす者 ① 昭和52年(1977年)4月2日以降に出生した者 ② 社会福祉士資格を有する者

- (注) 1 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。
(資料1を参照のこと。)
- 2 永住許可を受けている外国人は受験できます。

2 試験

- (1) 試験日時ほか
- (ア) 日 時 平成29年11月18日(土)
午後1時00分開始(受付は午後12時45分開始)
- (イ) 会 場 宝塚市立病院 講堂1(北棟3階)
- (ウ) 持参品 受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)
- (エ) 終了予定時刻 午後6時00分
ただし、受験者数により前後します。

- (2) 試験科目
- ①小論文 (60分間、800字)
- ②適性検査 (45分間)
- ③面接 (15分間) 応募者数により面接時間を変更することがあります。

- (3) 試験の結果
平成29年12月下旬までに通知します。

- 3 採用の時期 平成30年4月1日
* 採用前の健康診断で就労可能と判定されることが必要です。

4 受験手続

- (1) 受付期間 11月10日(金)まで
* 郵送の場合も期限内必着のこと。
- (2) 受付場所 宝塚市立病院 経営統括部事務室(管理棟3階)
受付時間: 月~金曜日の午前8時30分~午後5時
* 土・日曜日および祝日には受付しません。

(3) 提出書類

ア 受験申込書(指定のもの)

イ 受験票(指定のもの)

(注) ア、イそれぞれに同一写真(上半身無帽、タテ5cm・ヨコ4cm)を貼ること。

ウ 返信用封筒1通(長形3号の封筒に92円切手貼付、あて名(申込者)を記入のこと)

ただし、郵送により申し込む場合は2通提出のこと。

5 待遇

(1) 給料 平成29年4月1日現在の初任給月額はおおりのとおりです。

学歴区分	初任給月額
大学卒業相当程度(4年制)	209,357円
短期大学3年課程卒業相当程度	201,123円
短期大学2年課程卒業相当程度	192,437円

* 初任給月額は、地域手当を含んでいます。

(注) 1 採用前の経歴等により加算されることがあります。
2 採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

(2) 諸手当 扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当および
期末・勤勉手当(賞与)等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

(3) 昇給 通常の場合、年1回昇給します。

6 その他

採用試験の情報や宝塚市立病院の概要については、インターネットで紹介しています。

宝塚市立病院ホームページ

URL <http://www.takarazukacity-hp.com/>

[資料1]

地方公務員法第16条(欠格条項) 抜粋

次の各号の1に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者